

## ●香川県選挙管理委員会告示第57号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定により、次のとおり定める。

平成29年10月10日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額
  - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (3) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - (4) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
  - (5) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
  - (6) 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の最高額
  - (1) 基本日額 10,000円
  - (2) 超過勤務手当 1日につき(1)の額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額
  - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1の(1)、(2)及び(3)に掲げる額
  - (2) 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用するものに限る。）1人に対し支給することができる報酬の最高額
  - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
  - (2) 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円